

日本データベース学会上林奨励賞規程

制定 平成 16 年 11 月 12 日

改訂 平成 23 年 1 月 21 日

改訂 平成 23 年 11 月 22 日

改訂 平成 24 年 1 月 22 日

1. 目的

上林奨励賞は、故 上林弥彦 日本データベース学会（以下本会と略す）初代会長のご遺族からご寄贈頂いた資金を活用し、データベース、メディアコンテンツ、情報マネジメント、ソーシャルコンピューティングに関する研究や技術に対して国際的に優れた発表を行い、かつ本会の活動に貢献してきた若手会員を奨励するためのものである。

2. 受賞の条件

- ・ 上林奨励賞の受賞者は、40 歳未満の研究業績を選考対象とし、受賞時に 45 歳未満である本会会員でなければならない。
- ・ 過去の上林奨励賞受賞者は重ねて上林奨励賞を受賞することはできない。

3. 選考手続

a) 上林奨励賞選考委員会の設置

- ・ 本会の年次大会（以下大会と略す）4 ヶ月前に、本会会長（以下会長と略す）が上林奨励賞選考委員会を設ける。
- ・ 上林奨励賞選考委員会の委員長は会長が指名する。
- ・ 上林奨励賞選考委員会は委員長が指名する若干名の委員から構成される。

b) 候補者の推薦

- ・ 上林奨励賞選考委員会委員長は、自薦、他薦を問わず会員から候補者の推薦を募る。ただし、上林奨励賞選考委員会委員長は候補者を推薦できない。
- ・ 大会 3 ヶ月前に候補者一覧表を作成する。
- ・ 推薦様式は以下の項目を含むものとする。

推薦者

氏名

所属

候補者名

氏名

所属

Tel.

Fax.

e-mail

推薦理由（200字以内．候補者の行った研究や開発した技術が国際的に優れていることを可能な限り客観的な事実に基づき説明したもの．）

c) 受賞者の決定と承認

- ・ 候補者一覧表をもとに選考委員会で審議し、大会 2 ヶ月前までに原則として 1 件の受賞者を決定する．この決定は本会理事会の承認を得るものとする．

d) 賞の贈呈

- ・ 上林奨励賞受賞者には、委員会が決定する賞状、賞牌、賞品または賞金を贈呈する．
- ・ 上林奨励賞は大会で贈呈する．

4. 規程の改廃

- ・ 本規程の改廃は、本会理事会の承認を得るものとする．

付則

本規程は、平成 16 年 11 月 12 日に施行する．